

平成29年度

# 事業計画書

社会福祉法人 長老会

特別養護老人ホーム 長老園  
あいたす デイサービスセンター  
ぼたんの里 デイサービスセンター  
ふくち・南部 在宅介護支援センター  
ふくち ヘルパーサービスセンター  
短期入所 エスコートあかね

## 『 理 念 』

人は、常に人と交わり、喜怒哀楽を分かち合い、支え合い、共に生きることにより本来の人間を創造している。老いの苦しみ、生きることの喜びを肌で感じながら「介護を専門」とする私達は、常にプロ意識を持ち、その資質の向上をはじめ施設機能を十分発揮できるよう諸課題を解決しながら、個々のニーズに合わせたサービス提供をしていくよう努力する。

1. 「生きる」ことの喜びと幸せを、福祉の援助を必要とする全ての利用者、家族、そして働く私達全員が共に実感できるよう笑顔で働きます。
2. 「老人福祉施設倫理綱領」を常に心に置き、積極的な援助を行なうことを心掛けます。
3. 社会変化と福祉ニーズの変化へ、即応できる福祉サービスの高度知識、技術の習得に積極的に努め、サービスの向上に最善を尽くします。
4. 在宅福祉、地域福祉の発展と住民健康に寄与するために、施設機能の活用と一層の努力を図ります。

## 高齢者の福祉と尊厳をまもる 『行動宣言』

私たちは高齢者の尊厳と自立した日常生活をまもるために、以下の使命と行動の誓いをここに宣言します。

### ＝ 私たちの使命 ＝

((福祉立国))

私たちは、誰もが安心して暮らすことのできる社会福祉、地域福祉の実現をめざします。

((高齢者の尊厳))

私たちは、介護力の向上に努め、高齢者の尊厳の保持と自立をめざします。

((より良い制度づくり))

私たちは、高齢者、家族の福祉・介護ニーズに則した利用者本位の制度づくりをめざします。

### ＝ 私たちの誓い ＝

『高品質サービスの実施』

私たちは、福祉・介護・医療等との積極的な連携により、利用者に信頼される個別ケアに努めます。

### 『自己研鑽』

私たちは、プロとしてのケアをめざし、科学的実証研究に基づく専門知識と技術の習得に努めます。

### 『地域福祉向上』

私たちは、地域社会の福祉課題解決に向け、必要な制度・サービスの創造と提供に努めます。

### 『虐待の根絶』

私たちは、高齢者の生活の場において、全ての虐待行為を戒め、その防止・啓発に努めます。

### 『地域経済への貢献』

私たちは、高齢者福祉・介護事業体として法令を遵守し、地域経済の活性化に努めます。

## — 社会福祉法人行動指針 —

社会福祉法人は「社会、地域における福祉の充実・発展」に寄与することを使命とし、社会福祉事業の安定的・継続的経営に努めるとともに、多様な生活課題や福祉需要に柔軟かつ主体的に取り組む公共的・公益的かつ信頼性の高い法人です。当法人は、社会福祉法人の使命を果たすため、次の行動指針に基づく経営を実践します。

#### I. 利用者に対する基本姿勢

- 1 人権の尊重
- 2 サービスの質の向上
- 3 社会、地域との関係の継続
- 4 生活・ケア環境の向上

#### II. 社会に対する基本姿勢

- 5 地域福祉の推進
- 6 公益的取り組みの推進
- 7 説明責任(アカウンタビリティ)の徹底
- 8 行政との連携・協力の促進

#### III. 福祉人材に対する基本姿勢

- 9 トータルな人材マネジメントの現実
- 10 職員処遇の向上
- 11 働きがいのある職場の実現
- 12 職員育成の充実

#### IV. マネジメントにおける基本姿勢

- 13 コンプライアンスの徹底
- 14 組織統括(ガバナンス)の確立
- 15 財務基盤の安定
- 16 経営管理者の役割の遂行

## 社会福祉情勢

### 『改正 社会福祉法の施行年にあたり』

社会福祉法人の源流は、社会福祉事業家とよばれる私たちの先達が支援を必要とする人びとに私財を投じて手をさしのべてきた「慈善」の精神に基づく実践にありました。

先達の優れた実践は、新たな理論や技術を生み出し、その営みの繰り返しが、わが国の社会福祉制度を築いてまいりました。

社会福祉法人は昭和26年、社会福祉事業法により社会福祉事業を行うために創られた公益法人です。改正社会福祉法では、社会福祉法人に対し「地域における公益的な取組を實踐する責務」を規定化し、福祉制度外の取組を行うことを明示して、これまで以上に高い公共性、公益性、非営利性にふさわしい多方面にわたる対応を求めています。

時代の変遷とともに社会構造も大きく変わり、社会福祉に対する期待も多様化している今、私たちは先達の思いをあらためて確認し、そして更なる実践を通じて次代に引き継いでいかなければなりません。

長老会は、この地域において法人理念に基づく主体性のある自律的な経営を行い、質の高い福祉サービスを継続して提供するとともに、制度の狭間にある多様な生活課題や福祉ニーズに積極的に対応することで、安心の要になるよう努めてまいります。

○私たちは、利用者の生命、身体等の安全と人権を守り、福祉サービスの向上をはかります。

○私たちは、地域の負託に応える公益性・非営利性の高い法人経営を実現します。

○私たちは、福祉人材の一層の処遇向上、働きやすく魅力のある職場づくりを進めます。

○私たちは、「必要な方に必要なサービスが届く」という観点を常に見失うことなく、一人ひとりの生活に寄り添い人生の最後まで支え続けます。

○私たちは、力強く頼りになる存在として、広く地域住民に理解されることに加え、社会的孤立のない地域作りに貢献してまいります。

(全経協 第35回大会宣言より一部抜粋)

## 事業運営の基本方針

私たちは、利用者への日々の満足に向けた高度な介護サービスを提供すべく、職員一人ひとりが福祉の専門職として研鑽を積み、福祉サービスを必要とする人々の命を支えて、幸せな社会の構築に貢献していきます。

また、地域計画に沿う福祉サービスの提供とニーズの発掘と解決に向けての実践活動を継続し、安心して暮らせる地域福祉づくりに貢献していくことを目標に、より一層の努力を重ねてまいります。

### I. 特別養護老人ホーム長老園

#### 1. 施設サービスの基本方針

認知症をはじめとする重篤・病者介護そして終末期、看取りへの対応等、介護老人福祉施設のサービス・介護力が問われる時代である。

「人間尊重」の理念と「利用者主体」の原則に立って、利用者一人一人のニーズに即した「安心で安全」輝きのある生活を提供していく。

##### (1) 施設サービスの充実

年々利用者の重度化が進み、施設内での経管栄養の提供、喀痰の吸引、看取り介護の提供と、ますます医療的介護が必要な方が多くなってきております。そのため私たちは、利用者個々の身体状況に合わせた施設サービス計画の立案・実施ができるよう、園外研修への派遣をすると共に、外部講師を招いての園内研修や、研修参加者を講師とし園内での勉強会を開催し、職員の知識の習得と技術の向上に努め、福祉施設として利用者・ご家族のご希望に沿えるよう努めてまいります。

- ① パソコンによる介護・看護記録に関する利用者それぞれの状態の把握と各種統計資料の作成、その資料をもとにしたケアプランの作成。
- ② 外部研修への職員の参加と園内での勉強会の開催
- ③ 利用者の尊厳を守り、安らかな最後を迎えることができるよう努める。
- ④ 常に家族と連絡を取り、利用者の状態を家族に把握してもらうとともに、利用者のニーズに対応できるようカンファレンスを行い身体状況に添ったサービスの提供が出来るよう努めていく。

##### (2) 余暇活動の充実

重度化傾向にあるなかで、思うように余暇活動を推進することが難しくなっておりますが、個々の利用者の状況や希望に沿った施設生活をおくれるよう、少人数制での外出の機会を設けるよう検討し、地域や施設以外での活動とその楽しみを味わえるよう努めていく。また寝たきりの利用者に対しても、日常のレクリエーション、お楽しみ会などを実施し、離床機会を多くすることにより、楽しい施設生活作りに努めていく。

- ① 毎日のレクリエーション体操の実施、クラブ・行事等への積極的な参加呼びかけを行なうことにより、利用者の生活空間の拡大に努める。
- ② 個々の利用者の状態に合わせた小グループでの園外活動を企画し、楽しい施設生活空間作りを目指す。
- ③ 園外行事の企画を行い、屋外での食事や、ドライブ、お食事会などを勧め、日々の生活に楽しみを見出していく。

### (3) 利用者の安全の確保

利用者の皆様が、安心して施設サービスを受けられるよう、事故防止・身体拘束廃止委員会において、常に危険事項を点検し、未然に事故を防げるよう、また身体抑制については、できる限り身体拘束廃止に向けた取り組みに努めていく。

利用者への虐待については、個々の職員が、けん制しあう体制作りを行い、その未然防止のため努めていく。

介護職員による喀痰吸引等の実施に伴い、介護職員への研修の実施と、安全委員会による喀痰吸引等の安全管理の徹底に努めていくもとする。

- ① ヒヤリハットをもとに事故防止委員会及び安全管理委員会において、対応策を講じ職員への徹底を図っていく。
- ② 身体抑制が必要な利用者については、毎月見直しを行ない、代替策を検討していく。
- ③ 利用者またはご家族からの苦情・要望等について、委員会においてその改善策を検討し対応していく。
- ④ 喀痰吸引者への吸引の実施における問題点の検討や、安全に実施するための指示書の確認等を行っていく。
- ⑤ 利用者への虐待の未然防止に努めていく。

### (4) サービスの向上

介護職員の減少に伴い、少ない職員でも利用者の皆様の施設生活の向上が図れるよう、各委員会においてソフト面のユニット化と、利用者の日課・職員の業務割などの検討をし、統一したサービスの提供と個々の能力にあったサービス提供に努めていく。

- ① 利用者のニーズの掘り起こしと、利用者の日課の見直しを図っていく。
- ② ソフト面のユニット化を検討し、個別的サービスの提供を図る。
- ③ 業務内容の見直しにより、ゆとりある介護ができるよう検討していく。
- ④ 排泄委員会によるオムツ外しや排泄環境の整備を検討していく。

### (5) 生活リハビリの充実

介護職による、レク体操や嚥下訓練など、日常の生活支援により、筋力の維持・脳リハビリに努めていく。また、理学療法士の指導のもと、残存機能の維持・拘縮予

防に努めていく。

- ① 介護職員による生活リハビリの実施
- ② 理学療法士によるリハビリ指導

#### (6) 健康管理の徹底

看取りや喀痰吸引などの医療ニーズ・要介護度の高い利用者が増加してきており、利用者の望む生活が、安全に提供出来るよう、吸引や経管栄養・留置カテーテルなどの医療処置が必要な方に対する介護職員への指導に努め、更には身体状況の変化をいち早く察知し、早期に対応できるよう努めていく。

特養の役割である看取り介護については、終末期にある利用者の家族に対し嘱託医と面談し家族の意向を確認し、穏やかな最後を迎えることができるよう努めていく。

- ① 利用者全員、年2回血液検査による健康管理
- ② 内服薬の適切な管理
- ③ 家族との連絡・情報の提供
- ④ インフルエンザの予防接種
- ⑤ 職員の定期的な健康診断
- ⑥ 感染症予防対策の充実
- ⑦ 褥瘡予防対策の徹底
- ⑧ 痰吸引、経管栄養指導

#### (7) 栄養管理の基に行なう家庭的な食事の提供

管理栄養士は多職種と協同して栄養ケア・マネジメントを作成し、利用者に適切な栄養ケアを効率的に提供できるように連絡調整を行なう。また利用者の嗜好やその時々の身体状況に合わせて献立や食事形態に変化を付けていく。また利用者が食事をゆっくりと楽しめるような体制と家庭的な雰囲気を作り出す。

- ① 調理師は、プロ意識を持って作業し、自ら調理能力及び技術の向上に努めるとともに、より一層利用者とのコミュニケーションを図り、喜んで完食していただける食事作りに努めていく。
- ② 毎月の給食会議においては、喫食状況、身体状況の確認、及び看護・介護職員からの報告等で、利用者の摂取量・嗜好の把握に努め、個別希望を取り入れた食事の提供に努める。
- ③ 季節感を取り入れたおやつ会や毎月行う誕生会等を通して、利用者との楽しい交流の場を設けていく。
- ④ ソフト食の研究を行い、利用者がより一層摂取しやすいソフト食作りに努めていく。
- ⑤ 利用者の日々の身体状況に合わせ、食事内容や形態に変化をつけ栄養の確保に努める。また経管栄養の食事摂取をしている利用者の中で、経口摂取可能な

場合には、多職種と検討を行い経口移行へと努めていく。

- ⑥ 終末期の利用者には、他職種と連携をとりながら、穏やかに過ごしてもらえるような食事の提供に努めていく。

#### (8) 地域社会事業への参加

社会福祉法人として、地域の皆さまと共に福祉の充実を図っていく為に、行政との連携を図り、施設機能をフルに発揮し地域活動に貢献していく。また介護予防への取り組みとして、施設独自のあそびりクラブ等の出張サービスを実施することにより、身体機能の維持・向上に寄与していく。また障がい者等においても、施設就労に向けた実習受入を実施し、社会生活復帰への援助をして行く。

- ① 各町村や各事業所との連携を密にし、福祉・健康の推進をはかる。
- ② あそびりクラブ・元気塾への事業支援と内容の充実
- ③ 寄り合いっこ及びお茶の間サロンの事業の充実
- ④ 障がい者社会復帰事業の受け入れ
- ⑤ 地域支援活動への協働
- ⑥ 低所得者・貧困世帯等に対する支援

#### (9) 身体障がい者への自立支援

当施設においても身体障がい者の短期入所事業を出来るだけ多く活用していただき、障がい者を介護する家族の肉体的・精神的負担の軽減と、障がい者の自立支援に努めて行く。

#### (10) 介護予防の充実

当施設では介護予防事業としての短期入所事業を実施しており、利用者・家族及び包括支援センターとの連携のもと、利用者の在宅生活の自立に向けたサービス提供を行い、ADL低下防止及び向上に努めていく。



## 2. 施設業務管理の方針

### (1) 施設の安全管理

施設建物・設備の安全管理環境は提供される福祉サービスの向上、入居利用者の安心な生活、職員の働きやすさを目指し、施設運営費・維持管理費・建物設備改修費・施設関連費等を効率的、効果的に投入し、安全・衛生に努め、建物・設備の機能アップを図る。

### (2) 業務処理の正確、スピード、効率化

- ① 度重なる介護保険制度改正により、会計処理、栄養計算、介護サービス等のコンピューターソフト、及びハードの増設を実施し、業務の省力、能力アップを図る。
- ② 就業規則、諸規程の整備に努め、マニュアル作成と改善を図り、業務のレベル向上、均質化に努める。
- ③ 各部門との総合的連結によるパソコンの活用を図り、事務処理の正確性、敏速性を高め、関係部門への情報、データの密度を増し、業務の質の向上・効率化を図る。
- ④ コンピューターシステムのセキュリティと個人情報の管理において、第三者データ環境への進入防止、「情報漏洩」の完全防止を図る。

### (3) 防災対策の充実強化

防災対策等の安全管理に関して、施設において重点的、定期的に検査を行い、災害予防に努める。利用者への警報や避難誘導、消防機関への通報、消火活動等の行動を迅速、適切、確実にこなすよう防災管理体制を確立し、各施設・各自役割を明確にし、総合的な教育訓練を実施する。

- ① 消防法改定による施設設備の確認
- ② 消防設備機器の点検、火気使用の教育訓練の実施
- ③ 施設における避難通路、場所等の確保
- ④ 総合避難訓練、各種防災訓練の実施
- ⑤ 非常災害時の連絡、集合体制の確立
- ⑥ 降雪20cmを超えた場合の全職員の参集、除雪の実施
- ⑦ 非常災害時の設備・備品等の確保
- ⑧ 福祉避難所としての受入機能力の強化

### (4) 職員の教育、研修訓練の充実

利用者のニーズに応える職員の高品質な介護の向上を図るため、他職種が連携し、専門性を含めた全体的な質の向上を目指す内部研修、勉強会及び外部研修を通して知識や技術の習得に励み、積極性や協調性を兼ね備えた人材育成に重点を置いて、記録や発言力を向上させ、トップダウンではなく提案型意見が多く出る環境づくりを目指す。

## II. あいたすデイサービスセンター

### 事業運営の基本方針

あいたすデイサービスセンターは、地域の中の一員として、心身機能の低下に起因する生活の不自由さへの支援に努め、地域を支えるサービスの1つとして今年度も事業を行ないサービスを提供して行きます。また、「予防給付」対象者に対して介護予防を目的にサービスを提供し取り組んで行きます。

認知症高齢者についての取り組みについては個人の尊厳の保持に努め、利用者の権利を守り、家族の身体的、精神的負担軽減につながるよう支援を行い、高齢者虐待については保健・医療・福祉関連機関とも連携を図って行きたいと考えております。

利用者と家族の絆（気持ち）を大切にして在宅生活を継続して行けるよう支援し「利用者及び家族の気持ち」で物事を考えサービスの提供に努めます。

利用者及び家族1人1人に対し「生活にやすらぎ」を持っていただけるよう職員一同努力してまいります。

### 1. 在宅サービスの基本方針

今年度も、利用者及び家族の要望にそくし利用者の権利が守られる支援を行うとともに、利用者及び家族に対し言葉づかい、姿勢等対応を心がけて、利用者の孤独感の緩和と解消を図ることに努める。そのためには職員のスキルアップ（外部・内部研修の実施、特に外部研修の際の復命報告会の実施、資格取得、趣味、特技を生かした活動等や各委員会（事故防止（リスクマネジメント、苦情処理、ヒヤリ・ハット、高齢者虐待を含む）、マニュアル、感染予防）における活動の活性化に努める。

職員は利用者及び家族の心身の状態を理解し、生活の支援に努め、よく話しを聞く姿勢を持ち、利用者及び家族の要望に対応していく努力をしていきます。

- ① 特養施設の行事などに積極的に参加し、利用者との交流を深める。
- ② 屋外行事等により、心身機能の活性化と精神安定を図る。
- ③ 地域の行事などに参加し、地域住民との結びつきを広め、地域社会からの孤立を防ぐ。
- ④ 利用者個々の能力に応じたクラブ活動の企画をし、ADL, IADLの維持・向上及び意欲を持って取り組んでもらえる施設サービス提供に努める。

#### (1) 事業内容

- ① 生活援助 利用者の日常生活能力の維持・向上への相談と援助を行う
- ② 趣味活動及びレクリエーション 利用者の意欲を引き出させる多様なメニューに基づいて、身体機能の維持や日常動作の維持・活性化を図る。
- ③ 栄養マネジメント 管理栄養士が介護、看護職員と協力し低栄養状態の改善の指導、援助を行ないます（介護給付）。

- ④ 口腔機能の改善 看護職員が口腔機能の改善の為指導援助を行ないます(介護給付)。
- ⑤ 介護サービス 移動や排泄の介助、見守り等サービスを行なう。
- ⑥ 健康状態の確認 血圧・体温・脈拍と健康管理(感染予防・蔓延対策等)行う。
- ⑦ 送迎サービス 専用車にて利用者の自宅への送り迎え、家族・介護者と適切情報交換を行う。
- ⑧ 入浴サービス 利用者の障害や自立度によって個別的な援助を行う。
- ⑨ 食事サービス 利用者の好みと身体状況に応じた食事を提供し、食生活が豊かに楽しいものとなるよう援助し、精神、身体ともに充実することを目指す。
- ⑩ 生活機能の向上 予防介護通所介護を利用する要支援1、2の方に対し、生活機能の改善を目指した援助に努めます(予防給付)。

## (2) 家族との連携

家族及び利用者との対応をきめ細やかに行い、送迎時や電話等により職員とご家族の信頼関係を大切にするとともに、その情報を共有し相互理解を深めサービス内容に反映できるように努める。

## (3) サービスの充実のために

サービス内容をより豊かにし、個々に応じたサービスを提供する為に、職員1人1人が豊かな人間性と品性を備え、研修参加、勉強しさらに高い専門的知識と技術を持てるように努める。また、家族、担当ケアマネとの連携を密にすることにより、利用者の状態の把握に努め適切なサービスの提供が出来るように努める。

業務に関するマニュアルの作成を引き続き継続性のある業務の提供を行ない、統一したケアの提供を図り、質の向上に努める。また、情報の共有の為、誰が見てもわかりやすい記録の内容、記述を行なう。

リスクマネジメントについて、積極的にヒヤリ・ハット軽減に取り組み、事故・苦情処理問題軽減に努める。高齢者虐待についても取り組んでまいります。

## (4) 余暇活動の充実

利用者1人1人の状態に合わせた、クラブ活動内容の設定とレクリエーション活動の充実を図ることにより、楽しい一時を送っていただくとともに、心身機能の維持・向上と孤立感の解消に努めます。

## (5) 健康管理

日頃から利用者及びご家族と情報交換を行い、利用者のバイタルチェックや状況把握に努め、循環器系等の慢性疾患を持つ利用者へのケアと、かかりつけの医療機関との連携を密にしながら良好な健康の維持、管理、感染予防・蔓延対策に努める。

### Ⅲ. ぼたんの里デイサービスセンター

#### 事業運営の基本方針

ぼたんの里デイサービスセンターは、在宅で生活する高齢者に対し、出来るだけ自立した生活が継続的におくれるよう、身体機能の維持向上に向けた取り組みと、生活に張りを持って楽しく暮らしていただく為に、利用者同士のコミュニケーションの援助やクラブ活動を通して、趣味の拡充と楽しみを持っていただけるよう援助していきます。認知症高齢者においても、日常生活のリズムを作り、精神的な安定のもと穏やかに生活が出来よう、また家族の介護負担の軽減や介護指導を行い、在宅での生活援助をしていくものとする。

#### 1. 在宅サービスの基本方針

通所介護事業は、要介護状態等となった利用者が、可能な限りその居宅において、個々の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

- ① 施設内行事をはじめ、地域の行事等への参加やドライブ等を実施していく。
- ② 個々の能力に応じたクラブ活動の企画と楽しみながらの機能維持・向上に努めていく。
- ③ 施設内における誕生会やおやつ会等四季に合わせた行事を実施し、楽しい雰囲気作りに努めていく。

#### (1) 事業内容

- ① 生活援助：利用者の日常生活能力の維持・向上への相談と援助を行なう
- ② 趣味活動及びレクリエーション：利用者の意欲を引き出させる多様なメニューに基づいて、身体機能の維持や日常動作の維持・活性化を図る。
- ③ 個別機能訓練：看護職員が個々の利用者の状態に適切に対応し個別の訓練計画を作成する。
- ④ 栄養ケア：管理栄養士が介護、看護職員と協力し低栄養状態の改善の指導、援助を行う。
- ⑤ 介護サービス：移動や排泄の介助、見守り等サービスを行なう。
- ⑥ 健康状態の確認：血圧・体温・脈拍と健康管理を行なう。

- ⑦ 送迎サービス：専用車にて利用者の自宅への送り迎え、家族・介護者と適切な情報交換を行なう。
- ⑧ 入浴サービス：利用者の障害や自立度による個別的な保清援助を行なう。
- ⑨ 食事サービス：利用者の好みと身体状況に応じた食事を提供し、食生活が豊かに楽しいものとなるよう援助を行う。
- ⑩ アクティビティ：介護予防通所介護を利用する要支援1、2の方に対し身体機能の維持・向上を援助します。

## (2) 家族との連携

利用者の家族とのコミュニケーションを図ることにより、家庭での状況・サービス利用時の状況の相互把握により、より良いサービスを提供できるよう努めていく。

## (3) サービスの充実

サービスの充実を図る為、利用者個々の身体状況や、性格や趣味・嗜好を把握し、個々のケア会議等を実施し、個別サービスの実施に努めていく。また各委員会による施設内での事故防止、感染症の蔓延防止を図り、全職員が統一したケアが出来るようマニュアル作成に努め、個別サービスの提供を実施していく。

各種研修会へ積極的に参加をし、職員の専門的知識の習得と向上を目指し、勉強会を実施することにより、全体的な職員のレベルアップを図っていく。

## (4) 余暇活動の充実

利用者個々の身体状況や好みに合わせ、各種クラブ活動の充実を図るとともに、施設内外の行事において、ご利用者の楽しみの一つとなるような企画を立案していく。

## (5) 健康管理

事前面接からご利用者の健康状態の把握に努め、日常の状態もご家族から情報を収集していき、慢性疾患におけるご利用者様の健康の維持に努めていく。

ご利用者のバイタルチェックやその日の体調の状態の把握に努め、無理のないサービスの利用を進めていくように努めていく。

## IV. ふくち・南部在宅介護支援センター

### 事業運営の基本方針

ふくち在宅介護支援センターは、南部町をはじめ関連諸団体との連携のもとに、支援を必要とする人やその家族のかけがえのない人生や尊厳を支える専門機関として活動してまいりました。

行政から委託される在宅介護支援センターの活動としては、地域支援事業の中から、高齢者実態把握事業・介護予防活動支援事業、そして包括的支援事業では住民の総合相談窓口として重要な位置づけであると考えます。

また居宅介護支援事業所として、在宅において介護を必要とする方たちが自立した在宅生活を送れるよう努力する必要があると考えます。

平成 29 年度から始まる南部町の総合事業に対応し、要支援者に対する効果的かつ効率的な支援をしていくことを考えております。

そのためには、これまでの経験に更なる専門的研鑽を積み重ね、在宅生活の安心の拠点となるよう、自分たちの役割や任務を、より一層積極的に担い応えてまいります。

### 1. 居宅介護支援サービスの基本方針

居宅介護支援事業所として、常に中立・公平な立場に立ち、利用者の在宅における生活がより良いものになるよう援助を行う為、行政機関及び各事業所・医療機関との情報交換や連携を密にし、利用者や家族と共に自立支援に向けてのケアプランの立案を目的とする。またサービス開始後も継続的に状況の把握や援助の変更など、今後の援助内容も含め迅速で的確な活動ができるよう努めていくものとする。

#### (1) 適正な調査の実施

各市町村からの委託業務である介護認定訪問調査では、表面的な捉え方にとどまらず、日常の生活状態を最大限に引き出し、的確な調査ができるよう努め、必要があればサービス事業者からの情報収集も行い、より一層の正確な調査を行うものとする。

#### (2) 正確な情報収集

利用者の状態に合った介護計画を作成するために、利用者のアセスメント・モニタリングに重点を置くことはもちろんのこと、本人や家族、行政・保健師等の関係機関から情報収集する事で、より正確な状況の把握に努め、利用者のニーズに合った支援やサービスの提供を行うこととする。また、主治医からの情報も介護計画を

作成する上で重要である為、病状や留意点等の情報提供をしてもらえるよう主治医や医療機関へ働きかけをする。

### (3) サービス利用状況の把握

介護計画にあげられた各サービスの利用が計画通りに実施されているか、また、利用者のニーズに合ったサービス提供が行なわれているかを、利用者・家族・各事業所等から情報収集し、時にはサービス事業所に出向き利用の状況を確認・把握する。そして、介護計画の見直しや変更の必要性がないかを利用者・家族そしてサービス事業所と共に検討していく。

### (4) 苦情対応

当事業所に対してはもちろん、各サービス提供事業所に対しての苦情・相談を受け付け、その内容の確認や改善方法を検討する。また利用者・家族に対しては、検討内容と今後の対処方法の説明・報告を行う。

### (5) 知識及び技術の向上

多様化するニーズや日々変化する状況に対応する為、また的確な介護計画を作成する為には、介護支援専門員として必要な知識や技術を習得していかなければならない。そのために各種研修会や勉強会に参加し、知識の習得や技術の向上を目指す。また他事業者との意見・情報交換を行うことにより、介護支援専門員としての資質の向上を図るものとする。

### (6) 虐待の発見

住民やサービス事業所等からの情報提供で虐待を受けている事実や虐待の可能性の情報を把握した場合は速やかに事実の確認を行う。また行政への報告・相談を行うとともに必要があれば虐待を受けている高齢者の身の安全のために各関係機関と連携して対応にあたる。

### (7) 介護予防ケアマネジメント

市町村が中心となっていく総合事業では、居宅介護支援事業所として介護予防及び日常生活支援を目的に、本人の状況に応じた適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるように介護予防ケアマネジメントを行っていきます。

## 2. 在宅介護支援センターとしての働き

### (1) 介護予防の推進

南部町地域包括支援センターの指導のもと、介護予防事業としての地区巡回「介護予防教室」の実施と、包括的支援事業としてのランチ型総合相談業務を行い、在宅の高齢者が要支援・要介護状態に陥らないよう支援する。また、介護予防・生活支援の視点から地域住民や高齢者の在宅を訪問し実態把握をすることで、地域高齢者のニーズを把握し必要時には関係機関へつなぎ住民が健康で生き生きとした日常生活が送れるよう努める。

### (2) 地区巡回型介護予防教室の予定

#### ・ふくち在宅介護支援センター

|     | 寄り合いっこ                                | あそびりクラ |
|-----|---------------------------------------|--------|
| 4月  |                                       | 21日    |
| 5月  |                                       | 19日    |
| 6月  | 14日(水) 板橋・あかね 23日(金) 東あかね             | 16日    |
| 7月  | 5日(水) 壱渡 12日(水) 法師岡                   | 21日    |
| 8月  | 30日(水) 杉沢                             | 17日    |
| 9月  | 21日(水) 梶木 23日(火) 中央・滝田                | 15日    |
| 10月 | 7日(水) 福田                              | 20日    |
| 11月 | 8日(水) 板橋・あかね 15日(水) 梶木<br>24日(金) 東あかね | 17日    |
| 12月 | 6日(水) 中央・滝田                           | 15日    |
| 1月  | 10日(水) 法師岡 17日(水) 福田<br>31日(水) 壱渡     | 19日    |
| 2月  | 14日(水) 杉沢                             | 15日    |
| 3月  |                                       | 2日     |

\*寄り合いっこは、毎回1日を通して実施していたが、参加者の高齢化と要望に答えて前期は半日開催を実施することといたしました。

\*寄り合いっこ：実施時間は◎印は13:00～15:30、他は9:30～15:30

\*あそびりクラブ：実施時間は13:00～15:30



・南部在宅介護支援センター

| 地区De 元気塾（各集会所） |                  |                    |                        |
|----------------|------------------|--------------------|------------------------|
| 4月             | 4日（火）<br>28日（金）  | 5・6・7区<br>門前       | 大向コミュニティーセンター<br>ぼたんの里 |
| 5月             | 10日（水）<br>23日（火） | 諏訪ノ平<br>8・9・10・11区 | 諏訪ノ平公民館<br>ふれあい交流プラザ   |
| 11月            | 29日（水）           | 赤石                 | 赤石集会所                  |
| 1月             | 23日（火）<br>26日（金） | 正寿寺<br>二又          | 正寿寺町内会館<br>二又集会所       |
| 2月             | 23日（金）           | 馬場                 | 小向町内会館                 |

\*地区De 元気：10:00～12:00 又は 13:00～15:00 の実施

| 元気塾（ぼたんの里） |    |     |     |    |     |     |     |     |    |
|------------|----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|----|
| 5月         | 6月 | 7月  | 8月  | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月 |
| 11日        | 8日 | 13日 | 10日 | 7日 | 12日 | 9日  | 7日  | 11日 | 8日 |

\*これまで、ぼたんの里でのみ実施していた予防教室を地区に出向き開催することで、さらに地域住民の介護予防に努めることができるよう活動する。

\*元気塾（ぼたんの里）：木曜日実施で 13:00～15:30

\*お茶の間サロン：ぼたんの里 2階にて毎週月曜と木曜日 10:00～15:00 実施

| 月   | 実施日                              |    | 休業日   |
|-----|----------------------------------|----|-------|
| 4月  | 10日・13日・17日・20日・24日・27日          | 6回 |       |
| 5月  | 1日・8日・11日・15日・18日・22日・25日・29日    | 8回 |       |
| 6月  | 1日・5日・8日・11日・15日・18日・22日・25日・29日 | 9回 | 4日    |
| 7月  | 3日・6日・10日・13日・20日・24日・27日・31日    | 8回 | 17日   |
| 8月  | 3日・7日・10日・17日・21日・24日・28日・31日    | 8回 | 18日   |
| 9月  | 4日・7日・11日・14日・21日・25日・28日        | 7回 | 18日   |
| 10月 | 2日・5日・12日・16日・19日・23日・26日・30日    | 8回 | 9日    |
| 11月 | 2日・6日・9日・13日・16日・20日・27日・30日     | 8回 | 23日   |
| 12月 | 4日・7日・11日・14日・18日・21日・25日・28日    | 8回 |       |
| 1月  | 11日・15日・18日・22日・25日・29日          | 6回 | 1日・8日 |
| 2月  | 1日・5日・8日・15日・19日・22日・26日         | 7回 | 12日   |
| 3月  | 1日・5日・8日・12日・15日・19日・22日・26日     | 8回 |       |

(祭日・お盆・年末年始はお休み)

## V. ふくちヘルパーサービスセンター

### 事業運営の基本方針

核家族化する現代、一人暮らし老人で認知症を発症している方の増加が目立ってきており、在宅生活を続けて行くには何らかの援助が必要な方が増えております。その中で訪問介護は欠かせないサービスとなってきました。利用者の方が住み慣れた自宅・地域で自立した生活が送れるよう、担当の居宅介護支援事業所や各在宅サービス事業所、医療機関との連携を密にし、きめ細やかなサービスの提供に努めるものとする。また介護予防訪問介護においては、地域包括との連携のもと要介護状態とならないよう、本人の能力を活用し、身体機能の維持と生活の質の向上を目指したサービス提供に努めるものとする。

### 1. 訪問介護サービスの基本方針

訪問介護事業者として、利用者の方々が可能な限り住み慣れた環境で自立した在宅生活を続けられるよう、身体介護及び生活介護のサービスに努めることはもちろんのこと、精神面での援助にも努めていくものとする。また、地域環境や身体状況等により交通機関を利用できない利用者に対しては、福祉有償運送サービスを提供し、病院受診や外出支援も行っていくものとする。また介護予防訪問介護においては、要介護状態とならないようなサービスの提供に努めていくものとする。

#### (1) 事業内容

- ① 生活援助—洗濯・調理・掃除・買い物代行等日常生活の援助
- ② 身体介護—入浴・保清・排泄・食事介助・更衣・整容等の身体的援助
- ③ 移送サービス—自家用車、交通機関での移動が困難な方への移送の提供

#### (2) サービスの向上

利用者の状態に合ったサービスを提供するために、利用者・家族・居宅支援事業所・地域包括・各在宅サービス事業所と連携を図り、利用者の状態を十分に把握し、各サービスを合わせて利用することにより、在宅生活の自立に役立てるよう努めていくものとする。

#### (3) 職員の資質の向上

多様化するニーズに対応するため、外部研修や勉強会に参加し、他事業所とのコミュニケーションを図り、必要な知識、情報を習得し、より良いサービス提供方法を取り入れ、また事業所内においては、サービス内容の見直しをし、ニーズへの対応方法を検討・協議し、職員の質の向上に努めていくものとする。

## VI. 短期入所エスコートあかね

### 事業運営の基本方針

少子高齢化に伴う人口構成の変化、高齢者人口の増大に伴う「介護」の課題は大きく、介護保険制度においては「自宅を中心に住み慣れた地域で暮らし続けられる体制」への強化施策を推進している。

地域で暮らす要介護者の「安心な在宅生活」を支え続けていく為の短期入所生活介護施設の必要性は高く、当法人においては訪問介護・通所介護・居宅介護支援センターと合わせ、それぞれの専門性を一体化したサービスの提供を行うものである。

市町村及び地域包括・在宅介護支援事業所等との連携を図りながら、要介護者が日々を満ち足りた在宅生活を継続できるよう援助していくものである。

### 1. 施設サービスの基本方針

在宅生活において困難を極めている中・重度要介護者及びご家族へ、短期入所利用による安心と満足の日々を提供することで、利用者の生きる力を養い輝きのある生活（人生）を過ごせるよう支援していく。

「人間尊重」理念と「利用者主体」の原則に立って、利用者個々の身体状況に合わせた最高のケアをもって顧客満足ホスピタリーに満ちた、介護サービスを提供することでリピーター利用者の確保に努める。

#### (1) 施設サービスの充実

在宅で生活される利用者の皆様が、施設での生活を楽しく過ごすことができるよう、ここの利用者の状態の把握とニーズの把握に努め、個別サービスの提供により安心して生活が送れるよう、各種研修会等への参加により個々のレベルアップを図っていく。

- ①タブレット等の活用により、利用者それぞれの状態の把握と各種統計資料の作成、その資料をもとにしての個別計画の作成。
- ②外部研修への職員の参加
- ③利用者の尊厳を守り、安心した生活が提供できるように努める

#### (2) 余暇活動の推進

利用者の皆様の希望に沿った余暇活動を提供できるよう、多くのレクリエーション活動、屋外活動、施設内行事等を企画し、ご利用中の施設生活を楽しんでいただけるよう努めていく。

- ①個別的な趣味活動の支援
- ②施設内外の行事の企画運営

### (3) 利用者の安全の確保

皆様が、安心して短期入所サービスを受けられるよう、施設内における事故防止と火災や災害等において、安全に避難出来るよう努めていく。

- ① センサーマット等を活用し、転倒の未然防止に努めていく。
- ② 定期的に避難訓練等を実施、安全の確保に努めていく。
- ③ 利用者への虐待の未然防止に努めていく。

### (4) 健康管理の徹底

安全な施設生活を提供できるよう、ご利用者様とご家族、担当ケアマネからの情報収集により、疾患や投薬内容の把握により健康の管理に努めていく。また事前にご家族と緊急時の対応について相談し、早期受診と緊急時にすばやく対応できるよう努めていく。

- ① 内服薬の適切な管理
- ② 家族との連絡・情報の提供
- ③ 職員の定期的な健康診断
- ④ 感染症予防対策の充実